

表-13.2(3) 国土交通大臣意見に対する事業者の対応一覧

	国土交通大臣意見	事業者の対応
11	<p>事業実施区域及びその周辺区域への降雨及び流入水が、轟川に流入し、又は海域に浸出する経路及びその量について把握し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>事業実施区域及びその周辺区域への降雨及び表流水の流動について、新石垣空港地下水調査結果に基づき、カラ岳南地下水流域及びその他3流域について水収支を算出し、その結果を追記した。(p6-6-25~26)</p>
12	<p>本事業の実施に伴う赤土等の流出防止については、沖縄県赤土等流出防止条例等に基づき対策が検討されているが、流出防止には万全を期すこと。その際、濁水をそのまま地下浸透することにより赤土等を除去する手法については、浸透ゾーンとして予定している場所における浸透の状況、浸透させようとする濁水の濁度、浸透能やその低減の程度等を把握した上で、浸透ゾーンの浸透能、ろ過機能等の評価を行い、集水計画、浸透ゾーンの容量及び調整池の必要性、濁水の前処理の必要性などを検討すること。さらに、計画どおりの浸透能を維持していくための浸透ゾーンの管理、降雨前の集水施設の点検、降雨中の監視など、施設の管理方法についても検討を行うこと。また、これらの結果を評価書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透ゾーンを予定している場所における浸透の状況、浸透させようとする濁水の濁度、浸透能やその低減等の程度を把握し、そのことを追記した。 ・浸透能、ろ過機能については、新たにろ過実験等を行い、その概要と結果を追記した。 ・所要の浸透能をより安全に維持するため、浸透ゾーン底面へ砂を敷設する対策を行うことを追記した。 ・濁水の前処理としてろ過沈殿処理施設を設置することで、浸透能の維持を図る有効性を確認し、そのことを追記した。 ・浸透ゾーンの容量、調整池等(ろ過沈殿処理施設)の容量について計算結果を見直し、その結果を記載した。 ・浸透ゾーン等の施設の維持管理について追記した。(P6-1-12~46)
13	<p>河川を通じて海域にもたらされる赤土等による濁り、堆積の影響については、現在の土地利用において当該事業区域及び事業区域上流から轟川に流出している赤土等の濃度及び総量を調査し、これらバックグラウンドとの比較や事業区域からの現在の赤土等の流出との比較により、本事業による影響の評価を行うとともに、機械処理設備からの排水濃度について検討を行うこと。また、降雨前の集水施設の点検、降雨中の監視を含めた機械処理設備の管理方法についても検討を行うこと。これらの結果を評価書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・轟川に流出している赤土等の濃度及び総量について、降雨時調査結果から求め、また機械処理施設からのSS負荷量と現況で流出しているSS負荷量の比較を行い、本事業によりSS負荷量が現況より削減されることを追記した。(p6-5-35、40、41) ・機械処理施設の降雨前、降雨中の施設の点検、監視、管理方法等について追記した。(p6-5-41) ・現況の降雨時や平常時の濁りと本事業により負荷される濁りを比較できるよう並べて表記し、その比較結果を記載し、また現況の底質中懸濁物質含量(SPSS)調査結果と本事業により負荷される赤土等の堆積量を並べて表記し、その結果を記載した。(p6-5-64~69、71)
14	<p>地下水については、濁りの変化について事後調査を実施すること。また、調査の結果、著しい変化が認められる場合には、地下浸透を一時中断する、調整池等に濁水を貯留するなど、適切な赤土等流出防止対策を講じること。その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>地下水の濁りについて、調査項目にSSを追加し、調査の結果、環境影響の程度が著しい変化が認められる場合は、浸透ゾーンへの濁水の流入を一時中断した上で、工事区域内の調整池等の容量を増やし、濁水を貯留、前処理の強化など適切な赤土等流出防止対策を講じることを追記した。(p8-12)</p>